

武力ではなく憲法 9 条に基づく対話外交による安全保障を求める意見書(案)

交野市議会が 3 月 8 日に可決した「ロシアによるウクライナ侵略を強く非難する決議」が指摘したように、プーチン政権によるウクライナ侵略は、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。国際社会の抗議の声をいっそう広げ、ロシアの軍事行為の中止を求めなければならない。

しかるに、軍事緊張の国際情勢に乗じて「敵基地攻撃」「軍事費 2 倍化」「核共有」など相次いで「力の強化」を主張する動きが政府や国会の一部に強まっていることは、日本国憲法が規定する恒久平和主義に反する危険な動きと言わなければならない。

特に、専守防衛の立場を超えて集団的自衛権行使を可能とするもとの「敵基地攻撃」は、日本が攻撃されていなくても同盟国である米国が戦争を始めればその相手国に対し自衛隊が米軍と一体に「敵基地攻撃」を仕掛けることになる。これは相手国から見れば先制攻撃そのものであり、憲法 9 条とは絶対に相容れない。

今、日本の安全と平和にとって必要なことは、「あらゆる紛争を戦争にせず話し合いで解決する」という憲法 9 条の精神を活かした積極的・能動的な外交を積み重ねて戦争を起こさないことである。東南アジアですでに実践されている東南アジア友好協力条約(TAC)を東アジア全体に広げ、ASEAN 10 か国と日米中など 8 か国で構成する東アジアサミット(EAS)を強化し、東アジア全体の規模で友好協力条約を展望する方向でこそ、日本の平和と安全の展望が広がる。

よって政府及び国会は、武力強化、日米同盟強化一辺倒の立場ではなく、「平和の外交ビジョン」を掲げ、憲法 9 条の立場と精神に基づいた安全保障を築くことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣 殿

防衛大臣 殿

外務大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿